

その他の措置

平成25年1月1日から義務化

		A	B
ぼろ等の処理		○	—
設備の改造等の作業		○	—
立入禁止措置		○	—
休憩室、洗浄設備の設置		○	—
喫煙、飲食の禁止		○	—
容器等	運搬・貯蔵時、堅固な容器の使用	○	○
	容器等への表示と一定の場所での保管	○	—
	空容器を一定の場所で保管	○	○
	貯蔵場所の立入禁止と排気設備	○	○
タンク内作業、事故の場合の退避		○	○
事業を廃止する場合、測定・健診・作業の記録等を労基署へ報告		○	—

適用除外（有機則の準用）

	A	B
発散抑制措置、呼吸用保護具、タンク内作業	適用除外対象	適用除外対象
作業主任者	適用除外とならない	適用除外対象
作業環境測定	有機溶剤の測定の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象
特殊健康診断	有機溶剤の健診の部分のみ 適用除外対象	適用除外対象

- 上の表では主な規定について示す。
- 消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときは、適用除外となる。
- 作業環境測定、特殊健康診断については、所轄労働基準監督署長の適用除外認定が必要。
- 消費する有機溶剤等の量にはエチルベンゼン等の量が含まれる。
- 署長認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要。

○屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）

作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき。

○タンク等の内部

一旦に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = 1 / 15 \times A$
第2種有機溶剤等	$W = 2 / 5 \times A$
第3種有機溶剤等	$W = 3 / 2 \times A$
備考 W＝有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム） A＝作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位 m ³ ）。ただし、気積が150m ³ を超える場合は、150m ³ とする。	

女性労働基準規則の改正

- 女性の就業を禁止する業務
 - 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」となった屋内作業場での全ての業務
 - タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務付けられているもの

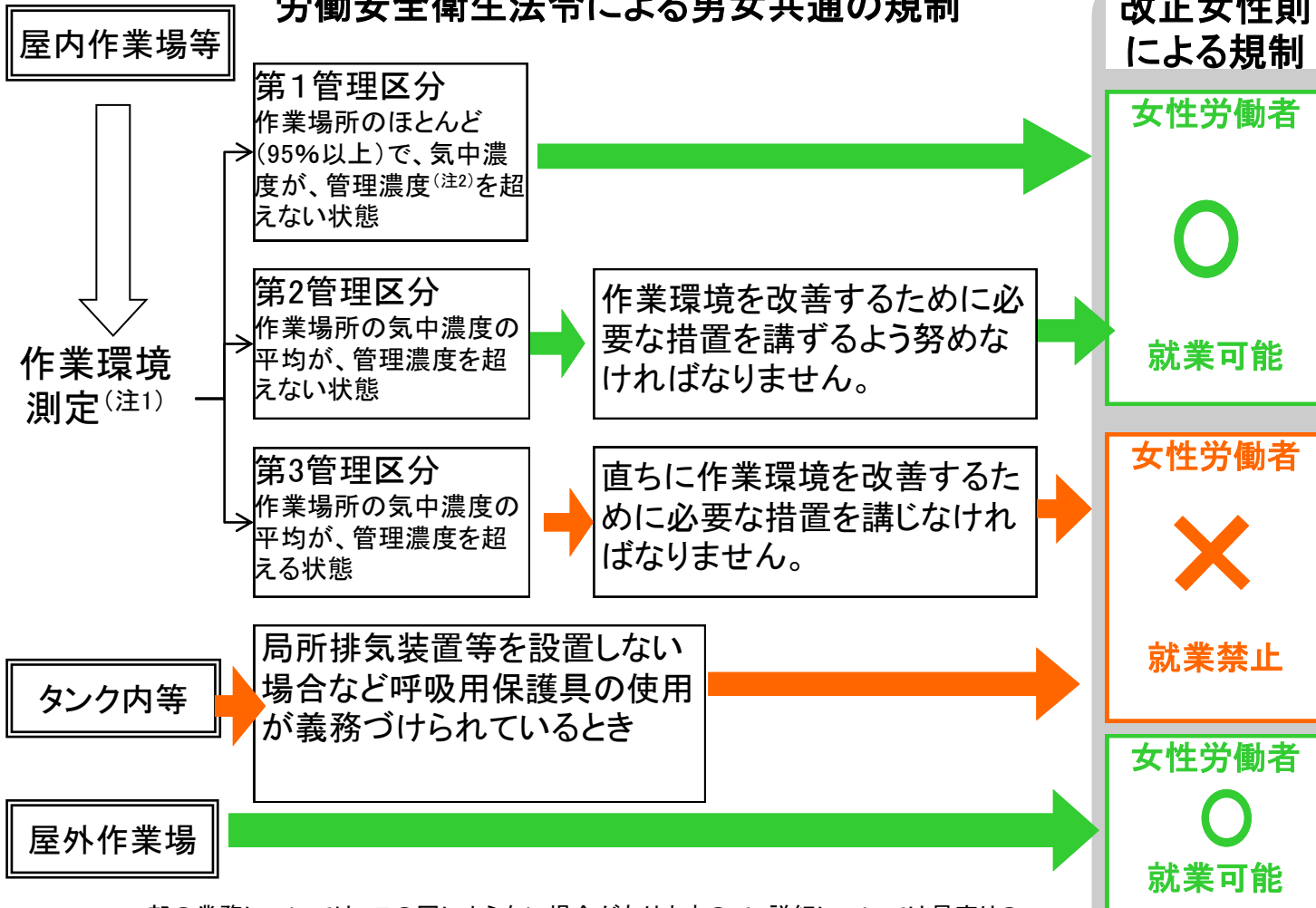
母性保護規定の対象となる物質

改正女性則の対象物質	管理濃度
アクリルアミド	0.1mg / m ³
エチルベンゼン	20ppm
エチレンジイミン	0.05ppm
エチレンオキシド	1ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
塩素化ビスフェニル(PCB)	0.01mg / m ³
カドミウム化合物	0.05mg / m ³
キシレン	50ppm
クロム酸塩	0.05mg / m ³
五酸化バナジウム	0.03mg / m ³
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm

改正女性則の対象物質	管理濃度
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025mg / m ³
スチレン	20ppm
テトラクロルエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
トリクロルエチレン	10ppm
トルエン	20ppm
鉛及びその化合物	0.05mg / m ³
二硫化炭素	1ppm
塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1mg / m ³
砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003mg / m ³
ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロルフェノール(PCP)及びそのナトリウム塩	0.5mg / m ³
マンガン	0.2mg / m ³
メタノール	200ppm

労働安全衛生法令と改正女性則の関係(概要)

労働安全衛生法令による男女共通の規制



* 一部の業務については、この図によらない場合がありますので、詳細については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(注1)作業環境測定は、作業環境測定機関(作業環境測定士)が実施する必要があります。

(注2)管理濃度とは、有害物質を取り扱う作業場の空気環境の状態が良好かどうかを判断する指標として、物質ごとに定められている濃度のことです。

参考)

特定化学物質の分類と措置内容

第1類物質 (7種)	PCB ジクロロベンジジン、ベリリウム等			➢製造許可 ➢密閉式、局排設置他	○作業主任者	○作業環境測定	○特殊健診(ホルムアルデヒド、エチレンオキシド除く)
第2類物質 (43種)	特定第2類物質 塩化ビニル、ベンゼン、塩素、シアン化水素、臭化メチル等	特別管理物質 管理第2類物質 ★ クロム酸、コバルト酸、シアン化カリウム、カドミウム、水銀、等	オーラミン等	エチルベンゼン等 ★	掲示・作業記録 測定記録の30年保存 ➢密閉式、局排装置、全体換気 ➢床・立入禁止 他		
第3類物質 (8種)	アンモニア、一酸化炭素、塩化水素 硫酸、フェノール 等			大量漏えい防止 (特定化学設備)		不要	不要

参考)

有機溶剤の分類と措置内容

種別	例	タンク等の内部以外の 屋内作業場	タンク等の 内部			
第1種 有機 溶剤等	クロロホルム、四塩化炭素、トリクロロエチレン、二硫化炭素 等	➤密閉式 ➤局排設置 ➤プッシュプル ➤全体換気は×	➤密閉式 ➤局排設置 ➤プッシュプル ➤全体換気は×	○作業主任者	○作業環境測定	○特殊健診
第2種 有機 溶剤等	アセトン、エチルエーテル、セロソルブ、クレゾール、トルエン、酢酸エチル、メタノール 等	➤密閉式 ➤局排設置 ➤プッシュプル ➤全体換気は×	➤密閉式 ➤局排設置 ➤プッシュプル ➤全体換気は×			
第3種 有機 溶剤等	ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、ミネラルスピリット 等		➤密閉式 ➤局排設置 ➤プッシュプル ➤全体換気(吹付のときは×)		不要	○ (タンク等内部のみ)